

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

November, 2009

# なごみ便り

[www.101dog.co.jp](http://www.101dog.co.jp)

## エコカー補助金とエコポイントの課税は？

何かと話題になるエコカー補助金やエコポイントは、個人に限らず法人も利用できますので、課税関係が気になるところです。

### 法人に対する補助金は、圧縮記帳を適用

エコカー補助金ですが、政府の経済危機対策として実施された「環境対応車への買換え、購入に対する補助金」制度です。

車齢13年を超える自動車を廃車にし、平成22年度燃費基準達成車(登録車)へと買い換えた場合には25万円(軽自動車は12.5万円)、一定基準以上の環境性能を備えた自動車を新たに購入した場合には10万円(軽自動車は5万円)の補助金が受けられる制度です。また、これらの制度は基準を満たしたトラック、バス等にも利用できます。

	軽自動車	登録車	総重量3.5tクラス	総重量8tクラス	総重量12tクラス
廃車を伴わない 新車取得	5万円	10万円	20万円	40万円	90万円
13年超の廃車を伴う 新車取得	12.5万円	25万円	40万円	80万円	180万円

総重量3.5tクラスは積載量1.5tクラスに相当します。

平成21年4月10日から平成22年3月31日までに新車登録された自動車が対象となります。

個人ならば交付された補助金は一般的に「一時所得」と考えられます。ただし、今回の補助金は国の「環境対応車普及促進対策補助金」として交付されますので「国庫補助金等の総収入金額不算入の規定」の適用を受けられ、同補助金については所得金額の計算上、総収入金額に算入しなくてよいのです。



お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

また、法人の場合は原則として総収入金額に算入します。  
しかし、同補助金では「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を受けることが可能で、この適用により購入した環境対応車の帳簿価額を圧縮記帳することができます。

つまり、購入した環境対応車の帳簿価額を交付された補助金分だけ減額し、その減額した金額はその事業年度の損金に算入できます。

ただし、これらの規定の適用を受けるには、個人、法人ともに、確定申告書に一定の記載を行うなど、いくつかの手続きが必要となります。

例) 固定資産取得時

車両運搬具	225万円	/	現預金	225万円
-------	-------	---	-----	-------

補助金取得時

現預金	25万円	/	雑収入	25万円
固定資産圧縮損	25万円	/	車両運搬具	25万円



エコポイントは利用時に収益計上

一方、エコポイントについては、マイレージなどの一般的なポイントの税務処理と同様の処理になると考えられますので、取得したポイントを商品と交換した時点で、収益計上することになります。

個人の場合は、一時所得として、法人の場合は、雑収入として取り扱われます。ただし、個人の一時的所得には、50万円の特別控除がありますので、控除額を超えない限り、課税されません。

なお、申請の際、領収書の原本を提出する場合は、必ず写しを保存してください。領収書は、原本の保存義務がありますが、エコポイントの申請は「やむを得ない事情」に該当し、コピーでも認められます。

(文章担当:谷村)

～利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方!!!

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117